

武力紛争下の文民の保護と国連安全保障体制

—ダルフール紛争への対応を中心として—

清水 奈名子

序 —問題の所在—

2003年2月以降、スーダン共和国（スーダン）西部のダルフール地方において今日まで継続している武力紛争は、しばしば現代世界におけるもっとも深刻な人道的危機であると形容されてきた¹。その主な理由は、戦闘員ではない一般市民（文民）の犠牲者数の極端な多さにある。

今日にいたるまで、当該紛争下の直接的暴力行為に加えて、紛争の結果引き起こされた飢餓や疾病などによって死亡した文民の総数は、少なく見積もっても20万人とされ、35万人以上にまでのぼるとする推計もある²。加えて居住地域を離れて移動を余儀なくされた人々は200万人以上にも及び、うち20万人は隣国チャド共和国に渡って難民となる一方、国内に残された人々は国内避難民として困難なキャンプ生活を余儀なくされている³。

多くの文民を巻き込んでいるこの紛争は、21世紀の国連安全保障体制の役割を考察するうえで、多くの重要な問題を提起している。なぜなら、今日の国連体制は1990年代後半以降、「武力紛争下の文民の保護」機能の強化を打ち出してきたからである。それは冷戦後に活性化した安全保障分野の活動において、最も反省点が多く残された課題であった。というのは、90年代前半にソマリア、旧ユーゴスラヴィア、そしてルワンダにおいて展開された国連平和維持活動が、紛争下の文民の保護のために十分に機能することができず「失敗であった」という評価を受けてきた経緯があったからである。

さらに21世紀に入り、国連安全保障体制をめぐる状況は錯綜し、混迷を深めている。2001年の9.11米国同時多発テロ事件以降は、唯一の超大国となった米国による単独主義的武力行使という、国連の集団安全保障体制を掘り崩す事態が進行してきたためである（最上2004、グレイ2007）。

しかしながら、体制の正当性が問い直されるといふこの困難な状況の最中にも、紛争犠牲者の保護に関する活動を実効的に実施するため、安全保障理事会（安保理）を中心として、複数の国連機関の協働

により対処が続けられてきた。単独主義を食い止めることができない国連の安全保障機能への懐疑が深まるという厳しい状況にあったからこそ、かえって一層その中心的な安全保障機能として「文民の保護」機能の充実化が希求されてきたとみることもできよう。

だが、ダルフール紛争への安保理による対処を見る限り、機能強化の試みに比例した迅速かつ実効的な対応が早期に実現したわけではなかったことが分かる。国連人道問題調整部（OCHA）をはじめ、国連の人道援助機関は紛争発生当初から現地の惨状を伝えていたものの、「文民の保護」機能の中心を担う平和維持活動部隊の派遣が安保理によって決定されたのは、ようやく2006年8月になってからであった。そのうえ2008年5月現在においても治安の悪化は収まらず、文民の犠牲者や避難民の発生は続いており、派遣後も活動がその機能を十分に果たしているとは言えないのが実情である。

本稿は、ダルフール紛争への安全保障理事会による対応を検証することで、近年強調されてきた「武力紛争下の文民の保護」機能をめぐる国連安全保障体制の課題を明らかにすることを目的としている。続く第1節において冷戦後に文民の保護機能が重視されるにいたった経緯を明らかにしたうえで、ダルフール紛争への安保理による対応の経緯を第2節において、さらにその対応策が抱えている課題を第3節において検証し、今日の国連安全保障体制にとって文民の保護機能がどのように位置づけられているのかを考察する。

1. 「文民の保護」機能出現の背景

(1) 冷戦後における安全保障体制の質的变化

前述したように、武力紛争下の文民の保護が国連安全保障体制の果たすべき機能として認識されるようになったのは90年代後半のことであり、それは同時期にみられた国連体制の質的な変化を顕著に示す現象であった。

なぜ「文民の保護」機能を果たすことが質的な変化を意味するのかを理解するには、国連が1945年に創設された当時は「国家間戦争の不在」としての「国家間の平和」をその安全保障体制の目的としていたことを想起する必要がある。国連憲章は機構の中心的な目的を、「国際の平和と安全の維持（第2条1項、傍点筆者）」と規定している。二度の世界大戦を経験した人類が、将来の世代をその惨禍から救うために創設を決意した国際機構であったからこそ、「第三次世界大戦」を防止し、国家間の侵略戦争を不可能にすることが起草者たちにとって主要な関心事項であったためである。それが当時の世界の「平和」を実現するうえで、最も切実な問題であった（最上2006：69-78）。

しかし、東西冷戦の終焉によって活性化した国連安全保障体制が直面した安全保障上の課題は、冷戦後に頻発した内戦型の武力紛争であり、さらにはその最大の犠牲者となっている文民をいかに保護するかという問題であった⁴。きっかけとなったのは、1990年代前半にソマリア、旧ユーゴスラヴィア、そしてルワンダに派遣された国連平和維持活動が、紛争の犠牲となっている文民の保護機能を十分に果たすことができずに「失敗」と評価された経験である（最上2001：53-93）。これらの活動は「武力紛争下の文民の保護」という新たな課題を、その後の国連に残すことになったのである。

それは、国連安全保障体制が国際関係の排他的主体とされてきた国家だけではなく、武力紛争において具体的な被害を受ける人々をその活動の対象とし、人間の次元の問題を安全保障分野の活動に取り込みはじめたという意味で、やはり大きな質的变化であったと評価できよう（清水2006）。さらに90年代前半に行われた活動の反省が深められていたこの時期は、従来の国家中心の平和観や安全保障観を見直す傾向が生まれ、理論面においても変化がみられた時期であった。その具体的な事例が、「人間の安全保障 (human security)」という新たな安全保障概念をめぐる議論の活発化である（吉川2007：294-300）。

個人が直面する問題に、国家の次元の問題とされてきた「安全保障」という概念を結びつけることで、一人ひとりの人間の問題と国際の平和と安全の間の関連性を浮かび上がらせたこの概念は、武力紛争下の文民の保護に関心を抱くカナダ政府をはじめとする各国から注目を集めることになる。実際に、安保理において初めて文民の保護が正式な議題とされたのは1999年2月であったが、これは同月

に安保理の議長国を務めたカナダ政府が主導して準備を進めたものであった。その閉鎖性で知られる安保理会合に国際赤十字委員会総裁、国連児童基金 (UNICEF) 事務局長、そして「子どもと武力紛争」事務総長特別代表の3名を招いて、各国大使に先駆けて文民の保護を取り巻く問題についての報告を依頼したのである。議事録によれば、報告を受けた各国大使は文民の保護を安全保障分野の重要な問題とする認識を示すと同時に、文民の保護という課題と「人間の安全保障」概念との関連性に着目している (S/PV.3977, 12 February 1999, pp.11, 20, 31,33)。

このように、安保理が取り組むべき課題として、一人ひとりの人間の安全保障が取り上げられるようになった結果、国連を中心として主に二つの方向性が検討されることになった。第一が、平和維持活動における文民保護機能の強化であり、第二は、「保護する責任 (responsibility to protect)」と呼ばれる新しい規範概念の提唱である。

(2) 平和維持活動における文民保護機能の強化

1999年以降、安保理においては武力紛争下の文民の保護に関連した議題が毎年取り上げられるようになり、議論が交わされるだけでなく、安保理決議や議長声明といった関連文書が採択されるようになった。そのなかでは、今日の国連の安全保障機能を担う中心的な活動である平和維持活動に、文民を保護するために必要な任務権限と装備・財源などの活動資源が与えられるように提言されてきた⁵。

これらの提言は、やはり同時期に相次いで提出された平和維持活動の反省と改革提言をまとめた各報告書にも通底する内容をもっていた。国連保護軍 (UNPROFOR:1992～1995年) が展開していたにも拘らず、国連が設定した「安全地域」にいた文民を保護することができなかったスレブレニツァ (旧ユーゴ) や、ジェノサイド発生の半年前から国連ルワンダ支援団 (UNAMIR:1993～1995年) が駐屯しているながら、事態の悪化を防ぐことができなかった活動の反省は、前者に関しては事務総長報告書によって、後者については独立諮問委員会の報告書を経て、2000年の『ブラヒミ報告』が提出されることで、一連の反省と改革提言が行われてきた⁶。

これらの提言を受けて、その後設置された平和維持活動の多くは、その任務権限のなかに「文民の保護」機能を取り入れるようになった。1999年以降の活動の主要な任務権限を検証していくと、「差し迫った物理的暴力の危険にさらされている文民の保護」という任務が、活動を設置した安保理決議

の中に明記されるようになったことが分かる。いずれの活動も憲章第7章の下での授權を受けている点で共通するが、国連シエラレオネ・ミッション (UNAMSIL:1999～2005年)、国連コンゴ活動 (MONUC:1999年～)、国連ハイチ安定化支援ミッション (MINUSTAH:2004年～)、国連ブルンジ活動 (ONUB:2004～2006年)、国連スーダン支援団 (UNMIS:2005年～)、ダルフール国連・アフリカ連合(AU)合同ミッション (UNAMID:2007年～)、国連中央アフリカ・チャド・ミッション (MINURCAT:2007年～) など、その大半はアフリカ大陸における内戦地域を対象としている活動である⁷。

こうした任務の導入は、平和維持活動における文民の保護機能強化への安保理の意思を示すものであると同時に、活動対象となる地域における甚だしい国際人権法及び人道法の違反が依然として存在していることの結果でもある。第7章による授權の前提となる「国際の平和と安全に対する脅威」として、決議中に列挙される事例のなかには、しばしば性的暴行などの文民に対する暴力が具体的に記され、非難の対象となっている⁸。

これらの文民を対象とした攻撃や暴力行為に国際社会はいかに対応するのか、という課題が最も深刻な問いになるのは、常任理事国による拒否権の行使などによって安保理が適切な対応を取ることができない場合である。それは、国連ではなく個別国家による武力行使を伴った介入が許されるのかという、いわゆる「人道的介入 (humanitarian intervention)」の問題を提起することになった。そして法的にも政治的にも複雑なこの問題の延長線上に議論されるようになったのが、「保護する責任」論である。

(3) 「保護する責任」の国連体制への取り込み

紛争当事者の停戦合意が得られずに平和維持活動を派遣することが困難な場合や、理事国間による対立などによって安保理が迅速に対応できない場合に、個別国家が武力を行使してでも人道危機を解決するために他国に介入することは、果たして許されるのか。この「人道的介入」をめぐる議論は、コソヴォ自治州における人道危機への対処として、1999年に北大西洋条約機構 (NATO) が新ユーゴスラヴィアへの空爆を行った事件を契機として活発な議論を呼び起こした (最上 2001、Chesterman 2001)。

特に議論が分かれたのは、国連が介入の主体であれば問題とならない二つの国際法上の問題である。すなわち、伝統的な国際法の枠組みからすれば、被

介入国の同意を得ずに行われる個別国家の介入であるがゆえに国家主権の侵害にあたり、また国連安保理決議に基づかない武力行使であるがゆえに武力行使禁止規範 (国連憲章第2条4項) に違反することになるのである。国家主権のコロラリーとしての不干渉原則と、武力行使禁止規範という、国際法秩序の根幹を成す二つの規範を揺るがすこの問題は、当然国連の場においても活発な議論の対象となってきた。

「保護する責任」概念はこうした文脈のなかで、問題の切り口を、介入する「権利」から人道危機の下にある人々を保護する「責任」の問題に置き換えることによって、その対立点を乗り越えようとしたものであった。初めて提唱されたのは、「人間の安全保障」や文民の保護機能の強化に積極的に取り組んできたカナダ政府によって設立された「介入と国家主権に関する国際委員会 (ICISS)」の報告書においてである (ICISS 2001)。人道危機が発生している地域の管轄権を有する国家がその保護責任を果たさない場合には、国連安保理が、さらには安保理が責任を果たさない場合には個別国家がその責任を果たすことも排除しなかったこの報告書の提言は、国連にとって両義的な意味合いをもっていた。

一方においては、この「保護する責任」が提起する課題はまさに国連体制がその安全保障機能の重要な一部として取り込もうとしていた文民の保護を国際的な原則として確立しようとする点において、積極的に評価できるものであった。しかし他方では、安保理の不作为の場合には個別国家に武力行使を伴った他国への介入を認めることにつながる点において、安保理を中心とした集団安全保障体制を浸食する可能性をも併せ持つ議論だったのである。

後者の問題について、国連はこの「保護する責任」概念を、安保理を中心とした国連の安全保障体制の仕組みに沿った形で取り込んでいくことによって対応していくことになる。まず国連事務総長によって設置されたハイレベル委員会が2004年に発表した『より安全な世界のために (A More Secure World)』と題する報告書において、究極的には安保理を中心とする国連体制が人々を保護する集団的責任を有するという解釈を提示した⁹。「保護する責任」概念を「生成しつつある規範」として位置づけた同報告書を受けて、翌2005年3月に提出された事務総長報告書においても、やはり安保理を中心とした国連体制が最終的には強制措置も含む手段によって責任を担うことが改めて確認された¹⁰。

そして国連体制への「保護する責任」概念の取り

込みを決定付けたとされるのが、2005年9月に開催された世界サミットの成果文書である。同文書は、ジェノサイド、戦争犯罪、民族浄化、人道に対する罪から人々を「保護する責任」を加盟国が確認する初の文書となった。「保護する責任」を第一義的にもつのは各国政府であるものの、当該国家がその責任を果たせない場合には、最終的には国連が安保理を通じて憲章第7章のもとでの「迅速で決定的な集団的行動を取る」ことを認めたのである(A/RES/60/1, 24 October 2005, paras.138,139)。

こうして国連の公式な政策の一部として認知された「保護する責任」概念は、現在では政治的なレトリックを超えて国際的な規範としての効力をもっているのかが議論されるようになってきている(de Chazournes et Condorelli 2006, Stahn 2007)。確かにサミットの成果文書に取り入れられたことは、同概念が目指している人々の保護機能が、国連安全保障体制の正当な機能の一つとして、国際社会に認知されつつあることの証左であると評価することはできよう。

しかしあらゆる国際的な規範にとって重要なことは、その認知と受容がなされると同時に、その規範が設定する目的が実際に実現されることである。自らをこの責任を担う中心的な機関として位置づけた現在の国連体制が、具体的な活動によって「保護する責任」を十分実効的に担うことが果たしてできるかが、次なる課題である。この問題にまさに正面から取り組むことになったのが、ダルフル紛争への対応であった。

2. 安保理によるダルフル紛争への対応

(1) 人道危機の発生とその背景

深刻な人道危機を引き起こしているダルフル紛争は、北東アフリカ地域の内戦の典型的な形態、すなわち複数主体間の重複し合う紛争として説明されてきた(de Waal 2007a: 1039)。紛争の対立構造をみても、スーダン政府軍とジャンジャウィード(Janjaweet)と呼ばれる政府軍に協力するアラブ系遊牧民の武装集団に対して、これらに対抗する農耕民を中心とするアフリカ系反政府武装集団という二項対立としてしばしば説明されるが、現地の民族構成はより複雑であり、単純な二分化ができないがゆえの困難に国連も直面している。

ダルフルに居住しているアラブ系住民はいくつもの民族に分かれており、13世紀頃からダルフル地方に暮らす人々の他に、近年領土的な野心から

ダルフルに住み着くようになった隣国チャドやリビア、モーリタニア出身者まで、その構成は多様である。アフリカ系とされる住民も、農耕民を中心とするフル人(Fur)、マサリート人(Masalit)と、遊牧民を中心とするザガワ人(Zaghawa)などやはり多様な民族によって構成されている。宗教的には、ダルフル地方の住民はアラブ、アフリカ系を問わずムスリムであり、スーダンの南北内戦にみられるような宗教上の対立ではない(de Waal 2007b)。むしろ紛争の根幹に横たわっているのは、1970年代以降に進行した砂漠化と干ばつによって、従来からみられた土地や水資源をめぐる争いであり、さらにはダルフル地方が長年首都ハルツームにある中央政府から見放されてきたという政治的な「周辺化」の問題であった(A/HRC/4/80, 9 March 2007: paras.24-26)。

紛争の直接的なきっかけは、2002年以降、アフリカ系の住民を中心に組織された反政府武装集団のスーダン解放運動(軍)(Sudan Liberation Movement/Army: SLM/A)や、正義と平等運動(Justice and Equality Movement: JEM)による政府関連施設への攻撃であった。スーダン人民解放軍(Sudan People's Liberation Army: SPLM)との南北内戦に手を焼いていたスーダン政府は、政府軍に代わってダルフル地方の反政府勢力への攻撃を行う勢力としてジャンジャウィードとして知られるようになるアラブ系住民を登用したことで、紛争は一気に大規模化し、未曾有の人道危機を招くことになるのである。

政府の陸軍および空軍の支援を受けながら実行されたジャンジャウィードによる攻撃の主な対象は、反政府武装集団の出身民族が住む村落であり、その住民たちであった。男女、子どもの区別なく無差別殺戮が遂行され、女性に対する性的暴行が広範かつ組織的に行われた。たとえ生き延びたとしても、家畜は奪われるか殺され、農作物も破壊された住民たちは、強制的な移動を余儀なくされたのである(*op. cit.*, para.27-29.) それはまさに殺戮と暴行によってかつての隣人であった人々から成る共同体を恐怖に陥れ、他民族の強制的な移住を目指した旧ユーゴスラヴィアの「民族浄化(ethnic cleansing)」に酷似していた。スーダン政府が「保護する責任」を果たすことが望めないこの状況は、同政府に代わって国際社会が紛争下の苦境にある人々の保護を引き受けることを必要としたのである。

(2) AU スーダン・ミッション (AMIS) の派遣と 国連安保理による経済制裁

90年代に「民族浄化」やジェノサイドを防ぐことができなかった国際社会は、事態の悪化を傍観していたわけではなかった。紛争勃発当初からダルフル紛争下の文民の保護のために積極的な役割を果たしたのは国連ではなく、2001年にアフリカ統一機構(OAU)から改組されたアフリカ連合(AU)である。AUはアフリカ大陸各地で頻発する内戦の被害を前提として、その設立条約第4条(h)において「戦争犯罪、ジェノサイドおよび人道に対する罪に関して、連合が加盟国に干渉する権利」を定めており、紛争下の文民の保護を可能にする制度をもつ点で特徴的である(Murithi 2007: pp.16-18)。2002年にはAU平和安全保障理事会が設立され、その安全保障機能の中心を担うことになった。

ダルフル紛争に関しても、AUは2003年から紛争当事者間の和平交渉を支援し、2004年4月には、スーダン政府と主な反政府軍(SLM/AおよびJEM)との間で人道支援体制確立のための人道休戦協定と議定書の調印にこぎつける(Agreement on Humanitarian Ceasefire on the Conflict in Darfur, 8 April 2004)。同協定はAU監視団の支援を受けて、敵対行為の停止を監視するための休戦委員会の設立を定めていた。

AUはまず2004年6月に300人の軍事要員と60人の監視要員から構成される休戦監視団を派遣する。そして同年10月には、差し迫った脅威の下に置かれた文民の保護機能をもつ3,000人規模の軍事要員からなるAUスーダン・ミッション(AMIS)の派遣を決定した(PSC/PR/Comm.(XVII) 20 October 2004, para.6)。しかし、ほぼフランス一国と同じ面積を有する広大なダルフル地域(総面積約50万平方キロメートル)において実効的な活動を展開するにはさらなる要員の増派が必要となり、2005年4月は軍事要員を6,171人に、文民警察官を1,560人に増やすことになった(PSC/PR/Comm.(XXVIII) 28 April 2005)。

これらAUによる活動の展開は、和平合意に向けた政治交渉への側面支援や、ダルフルにおける報道機関の活動を可能にするなど一部で成果をあげたものの(Appiah-Mensah 2006: 5-7)、文民を標的とした攻撃は要員派遣後も継続していた。こうした事態を重くみた国連安保理は、2004年7月にジャンジャウィードを対象にした武器の禁輸等を含む経済制裁を決議1556によって決定する(S/RES/1556, 30 July 2004: paras.7,8)。

さらに翌2005年3月には決議1591によって紛争当事者個人を対象とした金融資産凍結や渡航禁止措置を含む新たな制裁を決定している。同決議には、停戦協定に違反したスーダン政府軍による空爆や、反政府勢力による村落の襲撃、婦女子への性的暴行を非難する文言が含まれており、この時点においても文民の保護が十分になされていなかったことがうかがわれる(S/RES/1591, 29 March 2005: preamble, para.1)。なお、同月にはスーダンの南北内戦当事者間の和平合意締結を受けて、国連スーダン・ミッション(UNMIS)の設置が決定されているが、同活動の主要任務はあくまで南北内戦の停戦監視であり、設立当初にはダルフル問題に対処するための任務権限は付与されていなかった(S/RES/1590, 24 March 2005)¹¹。

それは関係諸国が20年以上続いた内戦を終わらせるための南北間の和平合意の実現をダルフル問題の解決よりも優先した結果であったが、同時に以前にも増して紛争構造が複雑化するダルフル紛争側の事情も働いていた(de Waal 2007a: 1040-1041)。AUによる度重なる和平交渉の努力の結果、停戦から2年を経過した2006年5月ようやく「ダルフル和平合意(Darfur Peace Agreement)」が調印されることになったが、署名したのはスーダン政府とスーダン解放運動(SLM/MM)というスーダン解放運動(軍)(SLM/A)のなかの一組織のみであり、残るスーダン解放軍(SLM/WA)や正義と平等運動(JEM)は合意を不服として当事者となることを拒否したのである。さらに以前の休戦協定の当事者となっていなかった他の反政府勢力も紛争に加わり始めるなど、同地域の多様な民族構成を背景として対立構造はさらに複雑化していった(A/HRC/4/80, 9 March 2007: paras.32,33)。

一部の当事者によってのみしか支持されていない和平合意の締結後、現地の治安情勢はさらに悪化することになる。和平合意の当時者と、合意反対派間の紛争は激化し、国際人権法および人道法の違反行為が両陣営ともに増加していったことが報告されている。2007年2月時点の国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)およびOCHAからの情報によれば、過去6か月の間に新たに25万人が居住地域を追われて避難を余儀なくされたという(A/HRC/4/80, 9 March 2007: para.34, footnote12)。

さらに国連の部隊に先駆けて派遣されていたAMISの限界は、既に和平合意締結時点において明らかになっていた。欧州連合(EU)からの援助に依存する活動資金は拡大し続ける活動規模に追い付

けずにはしばしば不足しがちであり、人員の増派も予定通りには進んでいなかった (Grono 2006: 626)。加えて包括的な和平合意の履行監視のためには多様な活動分野を担当できる大規模な活動が必要となったことから、国連による活動への移行が検討されるようになったのである。

(3) 国連 AU ダルフール合同ミッション (UNAMID) への移行

安保理は 2006 年 8 月に決議 1706 によって、南北間の和平合意支援のために派遣していた UNMIS にダルフールでの活動を追加することで、悪化する状況に対応することを決定した。第 7 章の下で必要なあらゆる手段を用いて遂行する任務の一つに、物理的暴力の脅威にさらされている文民の保護を取り込んでいる同決議は、さらに AMIS の活動を国連による活動へと移行することを表明していた (S/RES/1706, 31 August 2006: para.5, 7, 12 (a))。

しかしスーダンのアル＝バシール (al-Bashir) 大統領はあくまで AU による活動にこだわり続け、この国連による「介入」に反対を唱えた。それを受けて安保理では米国と中国が 2006 年 11 月になって国連と AU の合同ミッションを提案し、最終的に実現したのはそのさらに 8 か月後の 2007 年 7 月のことであった (Bah and Johnstone 2007:39-43)。

UNAMID 設置を決定した決議 1769 は、和平合意の早期実施を支援することを目的として、19,555 人の軍事要員、360 人の軍事監視員、6,432 人の文民警察官、そして 5,105 人の文民要員を合わせた 3 万人を超える最大規模の活動を設計した。その任務権限のなかには、やはり憲章第 7 章の下での文民の保護機能が明記されている (S/RES/1769, 31 July 2007: para.15 (a))。紛争の発生から 4 年後に、ようやく国連による文民の保護機能遂行のための活動が始まることになったのである。

3. スーダン紛争下の文民の保護を巡る諸問題

(1) 安保理による関与の遅れと選択性

前述したように、2005 年のサミット成果文書に「保護する責任」概念が取り入れられるなど、危機的な状況にある人々の保護が現代の国連安全保障体制にとって重要な機能として認識されるようになった一方で、ダルフール紛争をめぐる一連の安保理による対応については、この「保護する責任」を安保理が十分に果たしてこなかったとする批判的な評価が少なくない。

2003 年時点において既に人道的な危機が発生していることは知られていたにも拘らず、安保理による対応が AU の後塵を拝することになった理由としてはいくつかの要因が指摘されてきたが、それらに共通しているのは「選択性」の問題である。安全保障理事会を中心とした関係各国は、「保護する責任」の遂行よりも、それぞれの国益計算に基づいた行動を優先し、積極的な関与をしてこなかったというのである。たとえば安保理の常任理事国として主要な責任を負う立場にある米国は、国内政治上は議会においてダルフールの人道危機を「ジェノサイド」と認定する決議を採択したが、外交においては「テロとの戦争」に関する情報をスーダン政府関係者から提供されていた関係もあり、同国政府に対して決定的な行動を取ることができなかった (Grono 2006: 627, 628)。

また国内に少数民族の人権問題を抱える中国も、国内問題への国際社会による介入を警戒する既定路線に加えて、スーダンからの最大の石油輸入国であり、アフリカ諸国との経済的結びつきを強めていた経緯もあり、安保理による強硬策には反対してきた (Wenping 2007: 34-37, Aning 2008:43-45)。さらに EU 各国をはじめとする先進諸国においては、犠牲を覚悟で地上部隊を投入するほどの準備も動機も乏しかったのである (Grono, *op. cit.*)。

関係諸国の政治的思惑によって関与が恣意的かつ選択的になる傾向は、人道的介入をめぐる議論においても常に問題とされてきた。文民の保護を各国や国際社会の「責任」と定義したところで、この責任を果たさなかった場合の不作為の責任を追及される可能性については、これまで十分な議論はなされてきていない (Stahn 2007, 117-118)。さらに分権的な国際社会においては、規範が遵守されるためにはその規範が社会の構成員によって内在化される必要がある (青井 2007: 94 -97)。国連安保理も 15 の主権国家から構成される政府間組織であるがゆえに、「保護する責任」概念がどこまで各国家に受容されていくかが、今後最重要の課題となるであろう。

ダルフール紛争の解決に関しては出足が鈍かった先進諸国も、自国の利害が直接的に関わる地域にはしばしば積極的に介入してきた。国連安保理による国連憲章第 7 章下の授權を受けた活動だけでも、アメリカによる 1994 年のハイチと 2003 年のリベリア、オーストラリアによる 1999 年の東ティモール、そしてフランスによる 1994 年のルワンダおよび 2004 年のコートジボワールへの介入などである。こうした先進諸国による介入の非一貫性と選択性ゆ

えに、国連の平和維持活動を新植民地主義の新たな形態として批判する議論も存在する (Othieno and Samasuwo 2007: P.34)。こうした批判を招かないようにするためにも、より客観的かつ公平な基準としての「保護する責任」概念の精緻化が求められると同時に、ジェノサイドなどの事態を扱う際には拒否権行使を制限するなど、手続的にも理事国の恣意性を排除する工夫が必要である。

(2) 紛争当事者による協力確保

2008年初頭からその活動を開始した UNAMID は、現地治安情勢の悪化が収まらないなかで、多くの困難な状況に直面している。ダルフル地域内の武装集団間抗争が激化する一方で、一部の勢力と隣国チャドとの間で国境を挟んだ戦闘が展開されるようになり、ダルフルおよびチャド両国内に新たな避難民を生んでいる。この二国間紛争は、双方の政府がお互いの国の反政府勢力へ支援行ったことから、国際的な対立をはらんだ紛争へと発展しつつある¹²。

2008年5月9日付けの事務総長報告によれば、ダルフルでは家畜の略奪や無差別の殺戮、空爆などが引き続き行われており、2008年に入ってから5月9日までの期間に約10万人が再び避難生活を余儀なくされたという。さらにこれらの紛争犠牲者のために現地で働いている人道援助要員も攻撃対象とされており、やはり2008年に入ってから6人の要員が殺され、106台の車両が略奪されている¹³。UNAMIDによる文民の保護機能としては、パトロール機能を強化し、避難民キャンプにおける24時間体制のパトロールを計画しているが、上述したように相変わらず危機的状況にさらされている人々は少なくない。

機能が十分に発揮できない理由の一つは、計画された活動要員がいまだに揃わず、2008年4月17日の時点で約1万人と、予定人数の3分の1にとどまっているという要員不足にある。活動のための装備なども十分でなく、創設間もない現段階で失敗する可能性があるという示唆されているほどである。そして同年5月29日には、UNAMIDになって初めてウガンダ出身要員1名が殺害されるという事件まで起きている¹⁵。

90年代の平和維持活動の教訓の一つは、維持すべき平和の存在しない紛争地では、平和維持活動が果たすことのできる役割は限定されてしまう、ということであった (Srebrenica Report, A/54/549, 15 November 1999, para.498)。本来攻撃用兵力ではな

い平和維持活動において、どんなに要員数を増やそうとも、受け入れ地域の代表や住民の同意と支持がなければ、その任務権限を遂行することは極めて困難になる。危機的事態への介入権をその設立条約上認めている AU であっても、AMIS の活動を強制的な介入とはせずスーダン政府の同意のうえで展開したことは、紛争当事者の活動への協力をとりつける必要性に由来していた (Abass 2007: 424-425)。

ソマリアやルワンダにおける活動の頃から国際的な救援活動の意義と問題点を考察してきたデ・ヴァール (de Waal) は、ダルフルに関して、国際社会が「保護する責任」の早期実現にこだわり過ぎたために、安定的な和平合意達成のための丁寧な現地調査などが行われず、平和維持活動要員の派遣を急ぎ過ぎたために、大規模な要員数で、いかなる任務をどのように行うのかについての検討が十分なされていなかったと批判している。人道援助などによる危機的状況への対処はあくまで対症療法に過ぎず、紛争の根本原因に関する政治的な交渉と紛争解決がより重視されるべきだと主張するのである。文民の保護機能を果たす上で重要となっている武装解除任務も、これまでの経験から強制による解除はほとんど不可能であるため、特にスーダンのように多民族による複雑な社会情勢を考慮して、共同体の指導者との信頼関係の構築などの地道な活動が重要であると指摘するのである (de Waal 2007a: 1047-1054)。

(3) 犯罪行為の処罰に伴う問題

しかしその一方で、多くの人々が犠牲となったこの紛争における戦争犯罪や人道に対する罪を犯した責任者の処罰をどうするのか、という、近年体系化されつつある国際刑事法分野からの問題提起も存在している。紛争中の文民に対する攻撃や暴力は免責されることがあってはならず、国際犯罪の訴追が行われることを厳然と示すことで、将来の犯罪発生を抑止する効果を期待する議論である。

実際に安保理もダルフルにおける戦争犯罪等の存在を調査するために、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の初代裁判長を務めたカッセーゼ (Antonio Cassese) 氏を委員長とする調査委員会が事務総長によって設置され、犯罪行為の実態解明のための報告の提出を依頼された。2005年1月に提出された報告書によれば、文民を攻撃する武装集団と政府の間には明白な繋がりが存在していること、そして大規模な戦争犯罪と人道に対する罪を構成するであろう広範かつ組織的な文民の殺害がみられたという¹⁶。

この報告書を受けて安保理は、2005年3月に決議1593を採択してダルフルの状況を国際刑事裁判所(ICC)に付託することを決定した。それは安保理がICCに事態を付託した初めての事例であったが、その背景にはスーダン政府がICC規程に署名はしてはいるものの、いまだに批准していないという事情があった¹⁷。したがって同決議では、国連憲章第7章のもとでスーダン政府と他のすべての紛争当事者が裁判所と検察官に完全に協力し、必要なあらゆる援助を提供することが決定されたのである(S/RES/1593, 31 March 2005:para.2)。

しかしスーダン政府はICC規程の当事国にはなっていないことを理由に、裁判所との協力を拒み続けてきた。またその後ICCが起訴したスーダン政府の人道問題担当大臣を務めるハルン(Harun)氏をはじめ、同じく起訴されているジャンジャウィードの関係者の引き渡しも、現在(2008年5月)に至るまで行われていない(Williamson 2006: 23-26, International Herald Tribune, 30 May 2008.)。アル＝バシル大統領がAMISの国連平和維持活動による引き継ぎに難色を示し続けたのも、国連活動がICCに起訴された容疑者の逮捕に乗り出す可能性を恐れたためとも言われている(Johnstone 2007a: 20)。

このように、文民に対する犯罪行為の抑止のために必要と考えられてきた犯罪者の刑事責任追及は、紛争当事者と国連との間に緊張関係をもたらす結果、活動の派遣や展開に支障をきたす可能性を有している。和平を実現し、人々を苦境に追い込んでいる紛争状況を終わらせることを優先して紛争当事者に協力していくのか、または紛争当事者の刑事責任を厳正に追及することで正義を実現し、今後の犯罪を抑止するのか、という両立困難な課題に国連体制は向き合うことになったのである。

結語 今後の課題

本稿でみてきたように、多大な犠牲者を出し続けているダルフル紛争への国連安全保障体制による対応は、少なくとも現時点においては十分な成果をあげることができない。この事例のみを取り上げて国連による文民の保護機能の評価を下すことはできないが、同機能の強化のために取り組むべき課題が依然として多いことは明らかである。

課題に取り組む主体ごとに分類してみると、まずは当然ながら加盟国が果たすべき役割は大きい。「国連の失敗」という表現がしばしば用いられるが、安

全保障理事会で国連の安全保障機能を働かせている(またはいない)のは他ならぬ加盟国であり、特に常任理事国の地位を占める5大国は、特権的な地位を享受するがゆえにより大きな責任を担うことが求められよう。ダルフル紛争についても、初期の対応が出遅れたことに始まり、その後の活動要員の不足など、加盟国の政治的意思の欠如が国連の安全保障機能を常に躓かせてきた。

そうではあっても、文民の保護を実現していくためには、迂遠な道のりではあるがやはり国連という機構を通して行う必要性は残されている。加盟国の政治的意思を収斂させるうえで、世界の大多数の国家と多様な主体が集うフォーラムとしての国連における議論が、今後も必要であるからである。何が現代世界の秩序の内実であり、今日平和とはいかなる意味をもつのかについての世界規模の討議の場としての国連が持つ意味は、決して失われてはいない。運用上のさまざまな難しさを伴うが、「保護する責任」という概念が世界的な安全保障の課題として「設定」されたのは、国連総会に他ならない。まずはいかなる価値を国際的な秩序構築において優先的に実現するかについての議論を、今後も国連を中心に積み重ねていくことで、各国の政治的意思を育てていくことが求められているのである¹⁸。

加盟国と並んで、国連の機関やそれらで働いている国連職員の立場にある主体の関与と影響力も、今後さらに重要になっていくと考えられる。たとえば「保護する責任」概念が世界サミットの成果文書の一部として採用された背景には、第7代のアナン事務総長がいわゆる「規範起業家(norm entrepreneur)」として主導してきた成果であると指摘されている(Johnstone 2007b:131-137)。創設後60年以上を経た国連安全保障体制が、現代世界の安全保障にとっていかなる意味を有するのかを考察するうえで、一人ひとりの人間の安全を保障する機能に注目した事務総長の問題提起は、それが60年の国連の歴史において既に育まれてきた安全保障観を概念化したかゆえに、加盟国に受け入れられたと考えられよう。

というのも、多機能型の国際機構である国連は、その体制下にUNHCRなどをはじめとする多くの人道援助機関を擁し、これまでも苦境にある人々のために多様な分野で働いてきた実績をもっている。これらの人道援助機関との協働を通して、紛争時だけでなく、その予防段階から復興期にいたる息の長い過程として取り組むことで、今後文民の保護機能を強化するための機関をすでに備えているの

である。そもそも「保護する責任」概念が提案された当初から、それは危機的状況に「対処する責任 (responsibility to react)」だけでなく、そのような危機を「予防する責任 (responsibility to prevent)」と、危機が過ぎ去ったあとで疲弊した社会を「再建する責任 (responsibility to rebuild)」を含めた、長期的かつ多面的な関与を求める概念であった (ICISS2001: para.2.32)。これまでに培ってきた多様な機能を動員して、文民の保護機能を強化することが今後の国連体制の最重要課題の一つとなっているのである (上杉 2006: 33-41)。

国連安全保障体制は、90年代前半の平和維持活動の反省に立ち、武力紛争下の文民の保護をその中心的な機能とすることを目指してきたが、理論的にも実際の活動面においてもいまだ発展途上にある。問題は多いが、近年の平和維持活動の展開地域がダルフールをはじめとするアフリカ大陸に多いことから明らかのように、他の国家や国際機構が取って関与しようとしないうえ、または十分に関与できない地域で苦しんでいる人々を保護する責任を、国際社会のなかで最終的に引き受けるのは、目下のところ国連なのである。唯一の普遍的な国際機構にとって遂行可能な安全保障機能とは何であり、また新たな機能を果たすうえで必要な議論は何であるか、いかなる資源と活動を用意し実行すればよいのか、今後も議論を深めていくことが求められている。

¹ 2003年12月の時点において、国連緊急援助調整官によって指摘されて以来、多くの報道機関によって最も深刻な危機として報道されてきた。"Humanitarian and security situations in western Sudan reach new lows, UN agency says," UN News Service, 5 December 2003, (<http://www.un.org/apps/news/printnews/storyAr.asp?NewsID=9094&Cr=sudan&Cr1=#>.) Jean-Louis Peninou, "Désolation au Darfour," *Le Monde diplomatique*, mai, 2004.

² 20万人という数字は、2007年2月から3月にかけてダルフールにおける人権状況の調査を行ったハイレベル・ミッションの報告書において採用されている。Report of the High-Level Mission on the situation of human rights in Darfur pursuant to Human Rights Council decision S-4/101*, A/HRC/4/80 (9 March 2007) para.38. 他方で国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の2006年版『世界難民白書』においては、35万人という数字が用いられている。UNHCR, *The State of the World's Refugees 2006*, Oxford/ New York: Oxford University Press, 2006, P.162.

³ UNHCR(2006), *ibid.*

⁴ 冷戦後の内戦において文民の犠牲者が増加した背景については、下記のカルドーの文献を参照されたい。1980年代から90年代にかけて、アフリカや東欧において発生した内戦型の紛争を、国家間戦争と組織的犯罪、さらには大規模な人権侵害との間の区別が曖昧化した「新しい戦争 (new wars)」であると定義し、集団のアイデンティティに基づいた権力追及が目指された結果、旧ユーゴスラヴィアでみられたような「民族浄化」が実行されたことを、グローバル化現象との関連から明らかにしている。Mary Kaldor, *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Stanford: Stanford University Press, 1999, pp.69-89.

⁵ S/RES/1296(19 April 2000) para.13. S/2002/1299 (26 November 2002) Annex.

⁶ Report of the Secretary-General pursuant to General Assembly Resolution 53/35(1998), (Srebrenica Report) A/54/549(15 November

1999). Report of the Independent Inquiry into the actions of the United Nations during the 1994 genocide in Rwanda, (Rwanda Report) S/1999/1257 (15 December 1999.) Report on the Panel on United Nations Peace Operations: A far-reaching report by an independent panel, (Brahimi Report) A/55/305-S/2000/809, (21 August 2000.)

⁷ 各設置決議の該当箇所は以下の通り。

UNAMSIL: S/RES/1270 (22 October 1999) para.14. MONUC: S/RES/1291 (24 February 2000) para.8. MINUSTAH: S/RES/1542 (30 April 2004) para.7 I (e). ONUB: S/RES/1545 (21 May 2004) para.5. UNMIS: S/RES/1590 (24 March 2005) para.16 (ix). UNAMID: S/RES/1769 (31 July 2007) para.15 (ii). MINURCAT: S/RES/1778 (25 September 2007) para.2. なお MINURCAT はこの決議 1778 によって欧州連合 (EU) に対して、第7章の下に「必要なあらゆる手段を用いて」文民の保護をおこなう権限を授けている点が、特徴的である (para.6 (a) (i))。本活動は国連と EU 合同の平和維持活動の初の事例となった。

⁸ 一例をあげると、UNMIS の設立を決めた決議 1590 には、「ダルフール地域における人権および国際人道法の違反、特に文民に対する暴力および女性や少女に対する性的暴行」の存在が認定されている。S/RES/1590 (24 March 2005.)

⁹ Report of the High Level Panel on Threats, Challenges and Change, *A more secure world: Our shared responsibility*, A/59/565 (2 December 2004) para. 199-203.

¹⁰ Report of the Secretary General, *In Larger Freedom: Towards development, security and human rights for all*, A/59/2005 (21 March 2005.) paras. 126, 135.

¹¹ UNMIS の設立経緯と任務権限については、次の論文に詳しい (Bah and Johnstone 2007. 酒井 2008)。

¹² Prunier, Gérard, "Comment le conflit au Darfour déstabilise le Tchad," *Le Monde diplomatique*, mars, 2008.

¹³ Report of the Secretary-General on the deployment of the African Union-United Nations Hybrid Operation in Darfur, S/2008/304, 9 May 2008, paras.2-12.

¹⁴ *Ibid.*, paras.13, 14.

¹⁵ Lydia Polgreen, "More obstacles plague Darfur peacekeeping mission," *International Herald Tribune*, 24 March 2008. "Darfur: UN mission condemns first murder of peacekeeper," UN News Service, 29 May 2008. (<http://www.un.org/apps/news/story.asp?NewsID=26844&Cr=unamid&Cr1=#>.)

¹⁶ Report of the International Commission on Inquiry on Darfur to the United Nations Secretary-General, 25 January 2005, paras.267, 293.

¹⁷ 国際刑事裁判所規程 (1998年) 第13条には、裁判所が管轄権を行使するために事態を付託できる主体として、締約国、安保理、そして検察官の三者を設定している。同条 (b) によれば、安保理が事態を付託する場合には、国連憲章第7章に基づいて行動することが条件とされている。

¹⁸ 国連人道問題調整部 (OCHA) は国連 PKO 局と共同で、紛争下の文民の保護が安保理の議題となってから10年目の節目を迎える2009年の5月までに文民の保護に関する総括研究を行い、結果を報告するとしている。S/PV.5898 (Resumption1) (27 May 2008)P.19.

<和文参考文献>

青井千由紀「人道的介入と国連改革 —『保護する責任』概念の検討—」(松井芳郎編『講座・人間の安全保障と国際組織犯罪 第4巻 人間の安全保障と国際社会のガバナンス』日本評論社 2007年 76-98頁)

上杉勇司「紛争下の社会的『弱者』の保護 —『保護する責任』の視点から—」(日本平和学会編『グローバル化と社会的「弱者」』早稲田大学出版部 2006年 22-46頁)

吉川元『国際安全保障論』有斐閣 2007年

グレイ、クリスティーヌ (松井章浩訳)「国連集団

- 安全保障体制の正統性は危機なのか」(松井芳郎編『講座・人間の安全保障と国際組織犯罪 第4巻 人間の安全保障と国際社会のガバナンス』日本評論社 2007年 53-75頁)
- 酒井啓亘「スーダン南北和平と国連平和維持活動—国連スーダンミッション (UNMIS) の意義—」(『法学論叢』Vol.162, No.1-6, 2008年, 175-203頁)
- 清水奈名子「国連安全保障理事会と弱者の保護—冷静後の実行を中心として—」(日本平和学会編『グローバル化と社会的「弱者」』早稲田大学出版部 2006年 47-66頁)
- 最上敏樹『人道的介入—正義の武力行使はあるか—』岩波書店 2001年
- 最上敏樹「多国間主義と法の支配—武力不行使規範の定位に関する一考察—」(『世界法年報』第23号、2004年、93-123頁)
- 最上敏樹『国際機構論 第2版』東京大学出版会 2006年
- <欧文参考文献>
- Abass, Ademola, “The United Nations, the African Union and the Darfur crisis: of apology and utopia,” in *Netherlands International Law Review*, LIV, 2007, pp.415-440.
- Aning, Kwesi, and Delphine Lecoutre, “China’s ventures in Africa,” in *African Security Review*, vol.17, no.1, 2008, pp.39-50.
- Appiah-Mensah, Seth, “The African Mission in Sudan: Darfur dilemmas,” in *African Security Review*, vol.15, no.1, 2006, pp.2-19.
- Bah, Alhaji M. S., and Ian Johnstone, “Sudan: Faltering Protection and Fragile Peace,” in Center on International Cooperation, *Annual Review of Global Peace Operations 2007*, Boulder/ London: Lynne Rienner Publishers, 2007, pp.29-43.
- Chesterman, Simon, *Just War or Just Peace? Humanitarian Intervention and International Law*, Oxford/ New York: Oxford University Press, 2001.
- de Chazournes, Laurence Boisson et Luigi Condorelli, “De la < responsabilité de protéger > , ou d’une nouvelle pauvre our une notion déjà bien établie,” *Revue général de droit international public*, 11, 2006.
- de Waal, Alex, “Darfur and the failure of the responsibility to protect,” in *International Affairs*, vol.83, no.6, 2007, pp.1039-1054. (de Waal 2007a)
- de Waal, Alex, “Who are the Darfurians? Arabs and Africans identities, violence and external engagement,” in *African Affairs*, vol.104, issue 405, 2007, pp.181-205. (de Waal 2007b)
- Grono, Nick, “Briefing, Darfur: The international community’s failure to protect,” in *African Affairs*, vol.105, issue 421, 2006, pp. 621-631.
- Johnstone, Ian, “Consolidating Peace: Priorities and Deliberative Processes,” in Center on International Cooperation, *Annual Review of Global Peace Operations 2007*, Boulder/ London: Lynne Rienner Publishers, 2007, pp.13-27. (Johnstone 2007a)
- Johnstone, Ian, “The Secretary-General as norm entrepreneur,” in Simon Chesterman ed., *Secretary or General? The UN Secretary-General in World Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 2007, pp.123-138. (Johnstone 2007b)
- Kaldor, Mary, *New and Old Wars: Organized Violence in a Global Era*, Stanford: Stanford University Press, 1999.
- Murithi, Tim, “The responsibility to protect, as enshrined in article 4 of the Constitutive Act of the African Union,” *African Security Review*, vol.16, no.3, 2007, pp.14-24.
- Othieno, Timothy, and Nhamo Samasuwo, “A critical analysis of Africa’s experiments with hybrid missions and security collaboration,” *African Security Review*, vol.16, no.3, 2007, pp.25-39.
- Stahn, Carsten, “Responsibility to protect: political rhetoric or emerging legal norm?” in *American Journal of International Law*, vol.101, 2007, pp.99-120.
- Wenping, He, “The Balancing Act of China’s Africa Policy,” in *China Security*, vol.3, no.3, Summer 2007, pp.23-40.
- Williamson, Cécile, “Justice empowered or justice hampered: The International Criminal Court in Darfur,” in *African Security Review*, vol.15, no.1, 2006, pp.20-31.
- <一次資料>
(国連関係)
- Report of the Secretary-General pursuant to General Assembly Resolution 53/35(1998), (Srebrenica Report) A/54/549 (15 November 1999).
- Report of the Independent Inquiry into the actions of the United Nations during the 1994 genocide in Rwanda,

(Rwanda Report) S/1999/1257 (15 December 1999.)

International Herald Tribune, 30 May 2008.

Report on the Panel on United Nations Peace Operations:
A far-reaching report by an independent panel,
(Brahimi Report) A/55/305-S/ 2000/809, (21
August 2000.)

Report of the High Level Panel on Threats, Challenges
and Change, *A more secure world: Our shared
responsibility*, A/59/565 (2 December 2004.)

Report of the International Commission on Inquiry on
Darfur to the United Nations Secretary-General, (25
January 2005.)

Report of the Secretary General, *In Larger Freedom:
Towards development, security and human rights for
all*. A/59/2005 (21 March 2005.)

UNHCR, *The State of the World's Refugees 2006*,
Oxford/ New York: Oxford University Press, 2006.

Report of the High-Level Mission on the situation of
human rights in Darfur pursuant to Human Rights
Council decision S-4/101*, A/HRC/4/80 (9 March
2007.)

Report of the Secretary-General on the deployment of the
African Union-United Nations Hybrid Operation in
Darfur, S/2008/304, (9 May 2008.)

(その他)

International Commission on Intervention and State
Sovereignty (ICISS,) *The Responsibility to Protect*,
2001.

Agreement on Humanitarian Ceasefire on the Conflict
in Darfur, 8 April 2004. (available through [http://
www.africa-union.org/DARFUR/Agreements/
agreementHum.pdf](http://www.africa-union.org/DARFUR/Agreements/agreementHum.pdf))

PSC/PR/Comm.(XVII) 20 October 2004. (African Union
Peace and Security Council, Communiqué.)

PSC/PR/Comm.(XXVIII) 28 April 2005. (African Union
Peace and Security Council, Communiqué.)

<新聞記事>

Peninou, Jean-Louis, "Désolation au Darfour," *Le Monde
diplomatique*, mai, 2004.

Polgreen, Lydia, "More obstacles plague Darfur
peacekeeping mission," *International Herald
Tribune*, 24 March 2008.

Prunier, Gérard, "Comment le conflit au Darfour
déstabilise le Tchad," *Le Monde diplomatique*, mars,
2008.

"Prosecutor urges Security Council to press Sudan
to arrest minister wanted for Darfur crimes,"

Protection of Civilians in Armed Conflicts and the United Nations' Security System: On its reaction to the conflicts in Darfur

Nanako SHIMIZU

<Abstract >

After the end of the Cold War, the United Nations' security system has developed its functions not only for the security of nation-states but also for the security of the people, usually the war-victims. A well-known example of these new security concerns is the protection of civilians in armed conflicts. It has come to be recognized as one of the main functions of the UN security system and was also translated into a newly invented concept; "responsibility to protect."

In reality, however, the UN security system is now facing severe criticisms for its inaction and malfunction in responding to the conflicts in Darfur, Sudan. By closely examining the UN Security Council's reactions to the catastrophic conflicts in the region, it is analyzed that there are many lessons to be learned in order to realize the protection of civilian populations in the conflict zones by UN peacekeeping operations. It is required that the member states of the UN would accept the collective responsibility to protect the war-victims in case of the absence of protection by the host country.

(2008年6月2日受理)